愛知県河川協力団体募集要項

**１．河川協力団体制度の概要**

平成25年6月の河川法の一部改正により、河川協力団体制度が創設されました。

河川協力団体指定制度とは、自発的に河川の維持、河川環境の保全等に関する活動を行う民間団体等を、河川管理者と連携して活動する団体として法律上位置づけることによって、これら団体の自発的な活動を促進しようとするものです。

河川協力団体の指定は、要件を満たす団体を広く募集し、申請のあった団体の中から、その資質、能力等を審査の上で実施します。

河川協力団体に指定されると、社会的信用・知名度の向上による円滑な活動等が期待できるとともに、業務を行う上で必要となる河川法上の許可等について、河川管理者との協議の成立をもって足りることとなります。

**２．対象区間と業務**

（１）河川協力団体としての活動内容

河川協力団体は、河川管理者が定める河川の区間において、愛知県河川協力団体指定に係る実施要領第4に規定される以下から希望する活動を行うことができます。

ア　河川敷の除草又は清掃、ビオトープの整備等、河川管理者に協力して行う河川工事又は河川の維持

イ　不法行為の監視、河川の利用状況の把握等、河川の管理に関する情報又は資料の収集及び提供

ウ　外来種又は希少種の調査等、河川の管理に関する調査研究

エ　河川の安全利用講習、環境学習、防災マップづくり等、河川の管理に関する知識の普及及び啓発

オ　調査研究時に行う調査箇所の清掃活動等、上記に掲げる業務に附帯する業務

（２）対象河川

　愛知県が管理している一級河川及び二級河川を対象とします。

**３．申請資格**

申請を行うことができる者は、法人又は河川法施行規則（昭和40 年建設省令第7 号）第33 条の８に規定する団体（以下「法人等」という。）であって、次に掲げる要件の全てに該当するものとします。

（１）代表者が定まっていること。

（２）事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該法人等の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有していること。

（３）適切な経理事務及び会計処理が行われていること。

（４）法人等の構成員（役員を含む。）が５名以上いること。

（５）申請時点において、法人等の設立後５年以上（特定非営利活動促進法（平成10 年法律第７号）第10 条第１項の規定に基づく認証を受けた法人にあっては、当該認証を受ける前の活動期間を含む。）が経過していること。

（６）宗教活動又は政治活動を活動目的としていないこと。

（７）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77 号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。）又はそれらの利益となる活動を行う者でないこと。

（８）直近１年間の税を滞納していないこと。

（９）公序良俗に反するなど著しく不誠実な行為を行っていると認められないこと。

（10）河川協力団体の指定を受けた場合に、河川協力団体としての活動以外は、　河川協力団体の名称を使用した活動を行わないことを誓約できること。

**４．申請書類**

（１）河川協力団体の指定を受けるために申請を行う法人等は、申請書（様式1-1）に、以下に掲げる書類を添えて提出してください。

ア 法人等の規約その他これに準ずるもの並びに会員名簿その他の法人等構成員及びその数が記載されているもの

イ 直近おおむね５年間の活動実績報告書（様式1-2）

ウ 指定後おおむね５年間の活動実施計画書（様式1-3）

エ 法人等の監査報告書又は収支計算書（様式自由）

オ 法人等の納税証明書（課税対象団体である場合に限る。）（様式自由）

カ 河川協力団体の申請資格に係る誓約書（様式1-4）

キ その他、河川管理者が必要と認める書類

（２）申請に当たっての留意事項

　　ア 提出部数は２部となります。

イ 提出された書類は、返却いたしません。

ウ 申請に要する一切の費用は、申請者の負担とします。

エ 提出された書類は、本審査以外の目的には使用しません。

（３）表1に該当する団体は、添付すべき資料を提出することで、申請書類の一部を省略することができます。

表１

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 該当団体 | 添付すべき書類 | 省略できる書類 |
| 国土交通大臣に河川協力団体として指定されている団体 | ・河川協力団体  指定証 | １　法人等の規約その他これに準ずるもの並びに会員名簿その他の法人等の構成員の数が記載されているもの  ２　活動実績報告書  ４　法人等の監査報告書又は収支計算書 |
| 愛知県にNPO法人として5年以上認証されている団体 | ・認証書の写し  ・登記事項証明  書の写し | １　法人等の規約その他これに準ずるもの並びに会員名簿その他の法人等の構成員の数が記載されているもの  ４　法人等の監査報告書又は収支計算書 |

**５．提出先**

申請書の提出先は、希望する業務を行う区間の管理を管轄する建設事務所の維持管理課河川管理担当となります。なお、希望する業務を行う区間が、複数の建設事務所にまたがる場合には、主たる活動を行う建設事務所に提出してください。ただし、受付時間は土曜日曜祝日及び年末年始を除く、午前9時から午後5時までの間とします。

**６．書類審査**

（１）審査方法

河川協力団体の指定を行うに当たり、建設事務所にて書類の確認を行ったのち、県庁河川課にて審査を行います。

（２）審査基準

ア 活動実績報告書の審査については、以下に掲げる基準に基づき審査を行います。

（ア）継 続 性：直近概ね5年間にわたり、河川協力団体として活動を行う河川の区間において、河川管理に資する非営利活動を継続的に行っていること。

（イ）公 共 性：上記の非営利活動が、河川管理者から後援された活動、河川管理者と共同で実施した活動その他の河川管理者との協力関係が認められる活動であること。

（ウ）活動姿勢：直近概ね5年間において、河川管理又は他の民間団体等の河川管理に資する活動の支障となり、又はそのおそれがある行為を行っていないこと。

イ 活動実施計画書の審査については、以下に掲げる基準に基づき審査を行います。

（ア）実効性：過去の活動実績を踏まえ、活動実施計画の実効性が認められること。

（イ）貢献度：河川管理に対する貢献が認められること。

（ウ）協調性：活動に当たって地域（住民、市町村、他の民間団体等）との協調性が認められること。

（３）ヒアリング

審査を行うにあたり、必要に応じて申請者へヒアリングを行います。

**７．結果の通知**

（１）河川協力団体の指定を受けることとなる法人等に対しては、河川協力団体指定証（様式2）を発行します。

また、指定証記載事項はWebページで公示されます。

（２）上記河川協力団体指定証には、法人等の名称、活動を行う河川の区間、指定番号、指定期間を明記します。

（３）指定期間は、活動計画書に記載された年数とします。

（４）河川協力団体の指定を受けることができない法人等に対しては、その理由を付した河川協力団体非指定通知書（様式3）により通知します。

**８．指定後の留意事項**

（１）河川協力団体の指定を受けた団体は、活動実施計画書に基づき、河川協力団体の業務を適正かつ確実に実施していただきます。

（２）河川協力団体の指定を受けた団体は、毎年4月末までに建設事務所へ活動状況報告書（任意様式）を１回以上提出して下さい。また、上記以外にも河川管理者から活動状況について確認をする場合があります。

（３）河川協力団体の指定を受けた団体が、活動実施計画書を変更しようとするときは、速やかに建設事務所に対して、変更の内容を明らかにした活動実施計画書（様式1-3の変更箇所を朱書きにしたもの）を提出してください。なお、活動実施計画書の内容について改めて審査を行ったうえで変更を認めるものとします。

（４）河川協力団体の指定を受けた団体は、活動実施計画書の計画期間の終了前３か月前に、当該計画期間の終了後の次の計画期間の活動実施計画書（様式1-3）を提出すれば、指定期間の更新をすることができます。

（５）河川協力団体の指定内容が変更となった場合は指定内容変更届（様式4）を、河川協力団体の取消をする場合は河川協力団体取消届（様式5）を、速やかに提出してください。

（６）河川協力団体の指定を受けた団体は、河川管理者から、河川法第58 条の10 に基づく協力の要請があったときは、当該要請に応じ、協力してください。

**９．指定の取り消し**

河川協力団体の指定を受けた団体が、以下に掲げる事項に該当する場合には、指定を取り消されます。

（１）河川管理者が河川協力団体に対して行う業務運営についての改善措置命令に違反した場合。

（２）河川協力団体が詐欺その他不正の手段により指定を受けた場合。

（３）指定証に記載の指定期間が終了したにもかかわらず、次の計画期間の活動計画書が提出されなかった場合。

（４）河川協力団体から指定の取消しの申請があった場合。

**１０．問い合わせ先**

　愛知県建設局河川課　環境・海岸グループ

　　TEL ０５２－９５４－６５５６

　　FAX ０５２－９５３－１４５７

　　E-mail [kasen@pref.aichi.lg.jp](mailto:kasen@pref.aichi.lg.jp)

**愛知県河川協力団体　申請先一覧表**

・下記申請先一覧表の中から、希望する業務を行う区間の管理を管轄する建設事務所へ申請して下さい。

【申請の流れ】

申　　請　　者　　**→**　　地　方　機　関　　**→**　　河　　川　　課

　　　・地方機関に提出　　　　・申請書類の確認　　　　・河川課で審査

**↓**

申　　請　　者　　**←**　　地　方　機　関　　**←**　　河　　川　　課

　　　・地方機関で受取　　　　・申請者へ連絡　　　　　・指定証　or

非指定通知書の発行

【申請先一覧表】

※受付時間は、土曜日曜祝日及び年末年始を除く、午前9時～午後5時

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| **建設事務所名** | **受付** | **住所** | **連絡先** |
| 尾張建設事務所 | 維持管理課  管理第二グループ | 〒460-0001  　名古屋市中区三の丸 2-6-1 | 052-961-4421（直） |
| 一宮建設事務所 | 維持管理課  管理グループ | 〒491-0053  　一宮市今伊勢町本神戸字立切 1-4 | 0586-72-1415（直） |
| 海部建設事務所 | 維持管理課  管理グループ | 〒496-8533  　津島市西柳原町 1-14 | 0567-24-2162（直） |
| 知多建設事務所 | 維持管理課  管理第二グループ | 〒475-0828  　半田市瑞穂町 2-2-1 | 0569-21-9075（直） |
| 西三河建設事務所 | 維持管理課  管理第二グループ | 〒444-0860  　岡崎市明大寺本町 1-4 | 0564-27-2758（直） |
| 知立建設事務所 | 維持管理課  管理グループ | 〒472-0026  　知立市上重原町蔵福寺 124 | 0566-82-6461（直） |
| 豊田加茂建設事務所 | 維持管理課  管理第二グループ | 〒471-0867  　豊田市常盤町 3-28 | 0565-35-9319（直） |
| 新城設楽建設事務所 | 維持管理課  管理グループ | 〒441-1354  　新城市片山字西野畑 532-1 | 0536-23-8690（直） |
| 東三河建設事務所 | 維持管理課  管理第二グループ | 〒440-0801  　豊橋市今橋町 6 | 0532-52-1332（直） |